



平成 23 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 日本石油輸送株式会社  
代表者名 取締役社長 栗 本 透  
(コード番号 9074 東証第一 部)  
問合せ先 取締役総務部長 戸井田俊明  
(TEL. 03-5496-7671)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 5 月 13 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 23 年 6 月 29 日開催予定の第 94 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離することにより職務責任を明確化するとともに、業務執行の機動性を高め、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応するため、執行役員制度を導入することといたしました。

執行役員制度の導入に伴い、その位置付けを明確にするため、現行定款第 4 条（機関）に定める機関に執行役員を追加するとともに、現行定款第 21 条（代表取締役および役付取締役）第 2 項に定める役付取締役は会長および社長のみとし、副社長、専務および常務は執行役員の役位とするため、取締役におけるこれら役位の削除等の所要の変更を行うものであります。

また、変更案第 27 条（執行役員および役付執行役員）および第 28 条（執行役員規則）において、執行役員に関する規定を新設し、これに伴う以降の条数の変更を行うものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1 取締役会</p> <p><u>2</u> 監査役</p> <p><u>3</u> 監査役会</p> <p><u>4</u> 会計監査人</p>	<p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1 取締役会</p> <p><u>2</u> 執行役員</p> <p><u>3</u> 監査役</p> <p><u>4</u> 監査役会</p> <p><u>5</u> 会計監査人</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、<u>取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 27 条～第 37 条 (条文省略)</p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会<u>ならびに執行役員</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名を<u>選定する</u>ことができる。</p> <p>(<u>執行役員および役付執行役員</u>)</p> <p><u>第27条 取締役会は、その決議によって執行役員を選任する。</u></p> <p><u>② 取締役会は、その決議によって社長執行役員 1 名を選定し、また、副社長執行役員、専務執行役員および常務執行役員若干名を選定することができる。</u></p> <p>(<u>執行役員規則</u>)</p> <p><u>第 28 条 執行役員の責務その他の事項に関しては、取締役会の決議によって定める執行役員規則による。</u></p> <p>第 29 条～第 39 条 (現行どおり)</p>

### 3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 平成 23 年 6 月 29 日 (予定)
- (2) 定款変更の効力発生日 平成 23 年 6 月 29 日 (予定)

以 上